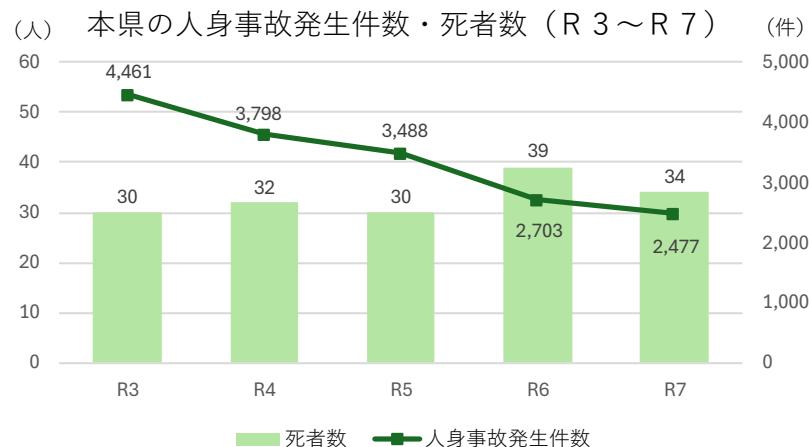


第12次宮崎県交通安全計画（素案）の概要

- 1 計画の趣旨 : 人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指すため、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき策定する、本県の交通安全に関する長期的な施策の大綱
- 2 基本理念 : ① 交通事故のない社会を目指して ② 人優先の交通安全思想 ③ 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 3 計画期間 : 令和8年度から令和12年度までの5年間（第11次計画：令和3年度～令和7年度）

第1章 道路交通の安全

本県の交通事故の現状及び特徴



【現状】

- ① 交通事故発生件数は右肩下がりである。
- ② 死者数は30人台で推移している。

【交通事故の特徴（R3～R7）】

- ① 交通事故死者の年代別では65歳以上の高齢者が約6割を占めている。
- ② 交通事故の発生原因別では、脇見（前方不注意、安全不確認等）による事故が約7割を占めている。
- ③ 自転車が関与する死亡・重傷事故は自転車利用者側の法令違反が約7割を占めている。

数値目標

令和12年までに年間の

- 24時間死者数を29人以下
- 重傷者数を223人以下とする

【参考】

第11次宮崎県交通安全計画の目標（R3～R7）
令和7年までに年間の

- 24時間死者数を31人以下
- 人身事故発生件数を5,200件以下とする。
→令和7年の死者数34人、人身事故発生件数2,477件

重視すべき視点

- 1 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- 2 こどもの安全確保のための環境整備
- 3 歩行者の安全確保のための意識変容
- 4 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- 5 生活道路における歩行者等の安全確保
- 6 特定小型原動機付自転車等の法令遵守の徹底と安全対策の推進
- 7 外国人の交通安全対策の推進
- 8 先進技術の活用推進
- 9 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- 10 地域が一体となった交通安全対策の推進

8つの施策

- 1 道路交通環境の整備：生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、交通安全施設等の整備事業の推進、自転車利用環境の総合的整備等
- 2 交通安全思想の普及徹底：段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進等
- 3 安全運転の確保：運転者教育等の充実、運転免許制度の改善等
- 4 車両の安全性の確保：車両の安全性に関する基準等の改善の推進、自転車の安全性の確保等
- 5 道路交通秩序の維持：交通指導取締りの強化等、交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進等
- 6 救助・救急活動の充実：救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備等
- 7 被害者等支援の充実と推進：自動車損害賠償保障制度の充実等、交通事故被害者等支援の充実強化等
- 8 調査研究の推進：データを用いた客観的分析に基づく交通対策の推進等

第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全

鉄道交通の安全

目標

乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数減少を目指す

対策の視点

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

施策

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進
- ⑦ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

踏切道における交通の安全

目標

踏切事故の発生を極力防止する

対策の視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的な対策の推進

施策

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及びバリアフリー化の促進
- ② 踏切道の統廃合の促進
- ③ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ④ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置